

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第101号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項表以外の部分中「とともに」の右に「、課を置かない室に同表に掲げる課長を」を加え、同項の表中「課又はセンターの名称」を「課若しくはセンターの名称又は室に置く課長の職名」に改め、同表環境政策局の款環境企画部の項中「計理係長」を「計理係長 調査係長」に改め、

「

業務監理課

」を削り、「環境企画係長」を

「環境管理係長」に、「環境評価係長 環境管理係長」を「環境評価係長」に改め、同款循環型社会推進部の項中

「

循環企画課

調査係長 廃棄物企画係長 減量企

画係長 事業系廃棄物減量推進係長

事業系廃棄物減量指導係長

」を

「

循環企画課

調査係長 廃棄物企画係長 減量

企画係長

事業ごみ減

企画係長 指導係長

量推進課

に改め、同款適正処理施設部

」

の項中「管理係長」を「管理係長 調整係長」に、

「

施設整備課	施設係長 計画係長 環境調査係長
施設建設課	

を

」

「

施設整備課	施設係長 計画係長 環境調査係長
-------	------------------

に改め、同表行財政局の款

」

人材活性化推進室の項中「企画係長 研修係長」を「育成推進係長 能力開発係長」に、同款財政部の項中「企画調査係長 資金係長」を「財源企画係長 財政調査係長」に、「予算第二係長」を「予算第二係長 資金係長」に改め、同款税務部の項中

「

資産税課	資産税係長 家屋係長 土地係長
------	-----------------

を

」

「

資産税課	資産税係長 家屋係長 土地係長 償却資産係長
納稅推進課	納稅推進係長 軽自動車税係長 徵 收係長

に、「収納管理係長 徴収係

」

長」を「収納企画係長 指導第一係長 指導第二係長 指導第三係長」に改め、同表総合企画局の款政策企画室の項から市民協働政策推進室の項までを次のように改める。

政策企画室	政策総務課	庶務係長 調査係長 京都創生係長 長 京都創 生課長 政 策企画課長	企画調査係長 企画第一係長 企 画第二係長 計画調整係長
-------	-------	---	---------------------------------

	計画調整 課長	
市長公室	秘書課長 広報課長 政策調整第一課長 政策調整第二課長	秘書係長 報道係長 広報係長 IT 広報・広聴係長 自主広報第一係長 自主広報第二係長 政策調査係長 調整第一係長 調整第二係長
市民協働政策推進室	市民協働課長 大学政策課長 プロジェクト推進第一課長 プロジェクト推進第二課長	市民協働企画係長 市民協働推進係長 大学企画係長 プロジェクト第一係長 プロジェクト第二係長 プロジェクト第三係長

第1条第1項の表総合企画局の款情報化推進室の項中

「
 情報化推進室 を 情報化推進室 情報政策課長 情報管理課長 情報システム課長 情報統計課長」に改める。

第1条第1項の表文化市民局の款共同参画社会推進部の項中「青少年係長」を「青

少年係長 子ども・若者支援係長」に改め、同款市民生活部の項中「総合庁舎整備第一係長 総合庁舎整備第二係長」を「総合庁舎整備係長」に改め、同款文化芸術都市

推進室の項中	文化芸術企 画課	企画管理係長 計画推進係長 振 興係長	を
--------	-------------	------------------------	---

文化芸術企 画課	企画管理係長 計画推進係長 振 興係長	に改め、同表産業観光局の款
国民文化祭 推進課	企画係長	

産業振興室の項中	産業振興室	を	産業振興室	産業振興課 長 新産業 支援企画課 長 新産業 支援事業課 長
----------	-------	---	-------	--

に改め、同款観光部の項中「企画係長」を「企画係長 計画推進係長」に改め、同款農林振興室の項中「農業計画課」を「農政企画課」に、「農業経済係長」を「経営支援係長」に、「基盤整備係長」を「農地環境整備係長」に、「森林整備係長 森林施設係長」を「木材資源活用係長 森林保全係長 森林環境整備係長」に改め、同表保健福祉局の款子育て支援部の項中「子育て支援係長」を「企画係長 児童支援係長」に改め、同款保健衛生推進室の項中「企画係長」を「調査係長 企画係長」に、「感染症予

防第二係長」を「感染症予防第二係長 食品衛生第一係長 食品衛生第二係長」に改め、「食品衛生第一係長 食品衛生第二係長」を削り、同表都市計画局の款歩くまち京都推進室の項中

「

歩くまち京 都推進室	を	歩くまち京 都推進室	企画課長 公共交通ネットワーク 課長 計画 推進課長 交通施設 計画課長	に改め、同款住
---------------	---	---------------	---	---------

」」

宅室の項中「計画第一係長 計画第二係長」を「計画係長」に改め、同表建設局の款

「

建設企画部の項中	を
----------	---

」」
「

調整係長 道路計画係長 街路計 画係長	に改め、同款土木管理部の項中「企画係長」
------------------------	----------------------

」

を削り、同款道路建設部の項中

「

道路計画課	調査係長 道路計画係長 街路計 画係長 道路環境計画係長 環境 影響評価係長	を削り、「調整係長 建設第
-------	--	---------------

」

一係長」を「調査係長 事業調整係長 建設第一係長」に改め、「建設第五係長 橋り

「整備第一係長」を削り、「整備第一係長」を「道路環境計画係長 整備第一係長」に改め、同款水と緑環境部の項中

「

緑地管理課	管理係長
-------	------

」を削り、同款都市整備部の

項中「計画換地第一係長 計画換地第二係長」を「計画換地係長」に改め、同款事業推進室の項中「調査係長」を「調査係長 環境影響評価係長」に、「補償調査第一係長 補償調査第二係長」を「補償調査係長」に改める。

第1条第2項を次のように改める。

2 次の表の右欄に掲げる事務を担当させるため、同表の左欄に掲げるプロジェクトチームを編成する。

次期京都市基本計画策定支援プロジェクトチーム	次期京都市基本計画の策定に係る調査、研究及び企画の支援に関する事務
岡崎地域活性化プロジェクトチーム	岡崎地域の活性化に関する方針の策定に係る調査、研究及び原案の企画に関する事務
観光案内標識アップグレードプロジェクトチーム	観光案内標識の整備に関する方針の策定に係る調査、研究及び原案の企画に関する事務

第1条第5項中「行財政局コンプライアンス推進室」を「行財政局人材活性化推進室、同局コンプライアンス推進室」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「環境政策局地球温暖化対策室」の右に「、行財政局人材活性化推進室」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第8項を第7項とし、第9項を第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 係長を置かない課に担当課長補佐又は担当係長を置く。

第2条第16項中「前条第6項に規定する課長、職員研修センター長及び職員研修センター次長を含む。」を「課を置かない室に置く課長を含む。第22項、」に改める。

第6条第5項本文中「行財政局コンプライアンス推進室」を「行財政局人材活性化

推進室、同局コンプライアンス推進室」に改める。

第7条環境企画部の款環境総務課の項中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 局の所管する事業の調査、研究、連絡及び調整に関すること。
- (6) 環境基本計画に関すること。
- (7) 環境審議会(地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。)に関すること。

第7条環境企画部の款業務監理課の項を削り、同款環境管理課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同項第7号中「防止対策」の右に「に関する調査、研究及び企画」を加え、同号を同項第6号とし、同項第8号中「環境審議会(地球温暖化対策室の所管に属するものを除く。)及び」を削り、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同款環境指導課の項第1号中「衛生公害研究所」を「環境共生センター及び保健福祉局」に改め、同項第2号中「事前相談」の右に「に関する事務の統轄」を加え、同項第5号中「ただし、」の右に「環境共生センター及び」を加え、同項第6号中「衛生公害研究所及び区役所」を「環境共生センター及び保健福祉局」に改め、同項に次の1号を加える。

- (7) 環境共生センターに関すること。

第7条循環型社会推進部の款循環企画課の項第3号に次のただし書を加える。

ただし、事業ごみ減量推進課の所管に属するものを除く。

第7条循環型社会推進部の款循環企画課の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同項の次に次の1項を加える。

事業ごみ減量推進課

- (1) 事業系廃棄物の減量化の企画及び調整に関すること。
- (2) 一般廃棄物を生じる事業者等に対する指導及び監督に関する事務の統轄すること。

第7条循環型社会推進部の款廃棄物指導課の項第2号中「循環企画課」を「事業ごみ減量推進課及び環境共生センター」に改め、同条適正処理施設部の款施設整備課の項第

1号中「及び施設建設課」を削り、同項第2号ただし書及び同款施設建設課の項を削る。

第8条総務部の款総務課の項第16号中「課」の右に「、センター」を加え、同条人事部の款給与課の項第4号中「児童手当法による児童手当」を「児童手当及び子ども手当」に改め、同条人材活性化推進室の款第6号を削り、同条コンプライアンス推進室の款第6号中「セクシュアルハラスメント」を「ハラスメント」に改め、同条税務部の款税制課の項第4号中「及び軽自動車税」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とし、第14号を第12号とし、同款法人税務課の項第1号中「。以下この項において同じ」を削り、同項第2号を削り、同款資産税課の項中第6号を削り、第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 固定資産税（償却資産に係るものに限る。以下この項において同じ。）及び特別土地保有税に係る徴収金の賦課に関すること。

第8条税務部の款資産税課の項中第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 固定資産課税台帳（償却資産に係るものに限る。）に関すること。

(8) 固定資産税に係る閲覧に関すること。

第8条税務部の款資産税課の項に次の1号を加える。

(11) 固定資産評価審査委員会との連絡に関すること。

第8条税務部の款資産税課の項の次に次の1項を加える。

納稅推進課

(1) 市税に係る徴収金の納付状況の管理に関すること。

(2) 市民税（普通徴収の方法により徴収するもの及び老齢等年金給付から特別徴収の方法により徴収するものを除く。）、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）、特別土地保有税及び事業所税に係る徴収金の徴収に関すること。ただし、収納対策課の所管に属するものを除く。

- (3) 軽自動車税及び市たばこ税に係る徴収金の賦課徴収に関すること。
- (4) 市税に係る徴収金の過誤納金の還付に関すること。
- (5) 納税意識の啓発及び高揚に関すること。
- (6) 市税（区長に権限が委任されたものを除く。）に係る証明に関すること。
- (7) 鑑札の交付に関すること。

第8条税務部の款収納対策課の項第3号中「管理」を「統轄」に改め、同項第4号中「、軽自動車税」を「(償却資産に係るものと除く。)」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「除く。」の右に「、固定資産税（償却資産に係るものに限る。）、軽自動車税」を加え、同号に次のただし書きを加える。

ただし、徴収が困難なものとして市長が別に定めるもの及び不動産の公売を伴うものに限る。

第8条税務部の款収納対策課の項中第6号を第5号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とする。

第9条情報化推進室の款第14号を次のように改める。

- (14) 情報公開・個人情報保護審査会及び情報公開・個人情報保護審議会に関すること。

第10条共同参画社会推進部の款勤労福祉青少年課の項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 子ども及び若者の育成に係る総合的な支援に関する事務の調査、企画、連絡及び調整に関すること。

第10条市民生活部の款市民総合相談課の項中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 消費者安全法による報告、立入調査等に関すること。
- (5) 京都市消費生活条例による事務に関すること。

第10条文化芸術都市推進室の款文化芸術企画課の項第11号中「、アバンティホール」を削り、同項の次に次の1項を加える。

国民文化祭推進課

(1) 国民文化祭・京都2011に係る関係機関及び関係団体との連絡及び調整に関すること。

(2) 国民文化祭・京都2011に関連する事業の企画及び推進に関すること。

第10条市民スポーツ振興室の款スポーツ企画課の項第4号中「有料公園施設」の右に「(宝が池公園子どもの楽園有料駐車場を除く。)」を加える。

第11条商工部の款伝統産業課の項第5号を削り、同条農林振興室の款農業計画課の項中「農業計画課」を「農政企画課」に改め、同項第14号を次のように改める。

(14) 農業振興センター及び京北農林業振興センターに関すること。

第11条農林振興室の款農業振興整備課の項第6号中「農業指導所及び京北農林事務所」を「農業振興センター及び京北農林業振興センター」に改め、同款林業振興課の項第5号及び第7号中「京北農林事務所」を「京北農林業振興センター」に改め、同項第8号中「農業指導所及び京北農林事務所」を「農業振興センター及び京北農林業振興センター」に改め、同項第9号中「京北農林事務所」を「京北農林業振興センター」に改め、同項第15号中「林産物需要拡大センター」を「地域特産物需要拡大センター」に改める。

第12条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第23号中「醍醐和光寮」を「醍醐和光寮引継事務所」に改め、同項第24号中「桂川福祉ホーム」を削り、同条生活福祉部の款地域福祉課の項第12号中「教育扶助資金及び」を削り、同条子育て支援部の款児童家庭課の項第9号及び第10号中「児童手当」の右に「及び子ども手当」を加え、同条保健衛生推進室の款保健医療課の項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 家庭用品の衛生に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するものを除く。

第12条保健衛生推進室の款保健医療課の項第4号を次のように改める。

(4) と畜場法による事務に関すること。ただし、衛生環境研究所の所管に属するも

のを除く。

第12条保健衛生推進室の款保健医療課の項中第5号から第19号までを削り、第20号を第5号とし、第21号を第6号とし、第22号を削り、同項第23号中「保健所運営協議会、」を削り、「感染症診査協議会」を「地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会」に改め、同号ただし書を削り、同号を同項第7号とし、同項第24号中「及び衛生公害研究所」を「、衛生環境研究所及び保健所」に改め、同号を同項第8号とし、同項第25号中「桃陽病院」の右に「、家庭動物相談所」を加え、同号を同項第9号とし、同項第26号から同項第29号までを16号ずつ繰り上げ、同款医務審査課の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同款生活衛生課の項中第1号から第7号までを削り、第8号を第1号とし、第9号から第14号までを削り、第15号を第2号とし、第16号を第3号とする。

第13条都市企画部の款都市計画課の項中第12号から第14号までを削り、第15号を第12号とし、同条建築指導部の款建築安全推進課の項第7号を削り、同条住宅室の款すまいまちづくり課の項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市営住宅及び付属施設に係る土地の管理に関すること。

第14条建設企画部の款建設企画課の項第6号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 道路の建設及び改良並びに里道(京都市里道管理条例第2条に規定する里道をいう。以下同じ。)の改良に係る事業の実施方針の決定に関すること。ただし、産業観光局の所管に属するものを除く。

(7) 都市計画街路事業及びこれに関連する公共土木施設整備事業の実施方針の決定に関すること。

第14条土木管理部の款調整管理課の項第2号中「(京都市里道管理条例第2条に規定する里道をいう。以下同じ。)」を削り、同項第4号中「及び里道」を「、里道及び

橋りょう」に改め、同項第6号中「私道舗装の」を「私道の整備に係る」に改め、同条道路建設部の款道路計画課の項を削り、同款道路建設課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同項第3号中「、改良及び補修工事」を「及び改良」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「の改良の」の右に「調査、計画及び」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。

第14条道路建設部の款道路環境整備課の項第1号中「整備に関する」の右に「調査、計画及び」を加え、同条水と緑環境部の款緑政課の項中第11号を第16号とし、第10号を第13号とし、同号の次に次の2号を加える。

(14) みどり管理事務所に関すること。

(15) 大宮交通公園及び梅小路公園に関すること。

第14条水と緑環境部の款緑政課の項中第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 街路樹及び苗ほの管理並びに植樹に関すること。ただし、みどり管理事務所の所管に属するものを除く。

(9) 市庁舎、事業所等の庭園及び樹木の維持管理に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

第14条水と緑環境部の款緑政課の項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公園及び緑地の改良及び管理に関する事務の統轄に関すること。ただし、文化市民局の所管に属するものを除く。

第14条水と緑環境部の款緑地管理課の項を削り、同条事業推進室の款第1号中「改良の」の右に「調査、計画及び」を加え、同款第2号中「公共土木整備事業」を「公共土木施設整備事業」に改める。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)